Ⅱ ガイドラインに盛り込むべき内容

#### はじめに

国際相互理解の増進、我が国経済の活性化の観点から、自然、歴史、文化、産業などの観光資源を創造・再発見し、これを内外に発信することによって、我が国が観光立国を推進していくことが一層重要となってきている。

内閣総理大臣主宰の「観光立国懇談会」において、観光立国の推進にあたっての基本的な考えが『観光立国懇談会報告書』として取りまとめられているが、その中でも「今日の日本の観光インフラは、外国人にとって決して親切に設計されているとはいい難い。日本の街は、外国人が一人歩きしにくい状況にある」などの指摘がなされているように、日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が目的地まで安心して一人歩きできる環境を整えていくことが、観光立国を推進していく上で重要な施策の一つとなっている。

観光客の円滑な移動を支援するためには様々な要素が考えられるが、本ガイドラインでは一人歩きを行う観光客への情報提供を重要な要素と位置付け、その中でも徒歩や公共交通機関によって移動する観光客の多くが必要とする情報を現地において提供することができる案内標識について、その公共的意義から整備の際に留意すべき事項をとりまとめるものである。

本ガイドラインに沿った各整備主体による案内標識の適切な整備が魅力的な観光地づくりをサポートし、ひいては我が国の観光立国の推進に寄与すること期待するものである。

# 第1章 観光に関する情報提供と案内標 識の役割

#### 1. 観光客をとりまく環境

- 〇観光振興のためには、観光資源や風景・風土など重要な観光の要素と観光客を受け入れる環境の整備により、地域全体の環境を整えることが重要である。
- ○観光客が一人歩きできるような観光地とするためには、観光地の特性に応じて、観光客の欲しい情報を欲しい場面で提供することが必要である。

観光客にとって最も重要な要素は、行動のきっかけとなる魅力的な観光資源や、景観、風土、人のふれあいなど地域の文化に触れることである。

観光客が満足を得られる観光地づくりを行うためには、これらの観光要素を適切な受け入れ環境の整備によりサポートする必要がある。すなわち、観光客を迎え入れるホスピタリティ(もてなしの気持ち)を持って地域全体の環境を向上させることが必要である。

観光地において観光要素を活かすための受け入れ環境としては、円滑に移動できる交通手段や観光資源を取り巻く周辺の景観、観光客を導いたり観光地の魅力を伝えるための情報 提供など様々なものがある。

特に観光情報の提供は観光立国を進める上での重要な施策となっている。観光客が一人歩きできる環境づくりのためには、街の構造を明快にするとともに、観光地の特性に応じ、観光客の求める情報を適切な場所で提供することが重要である。

# 2. 観光客の必要とする情報

#### (1) 観光情報の種類

- 〇観光に関する情報は商業広告と案内の両面の意味を持つものである。観光客の視点に立つと、第一に適切な案内の機能を果たす観光情報が必要である。
- 〇案内の機能を果たす観光情報には、目的地へ到達するために直接提供される位置案内に関する情報とその他の観光を 支援する位置案内以外の情報がある。

観光に関する情報は、商業広告と案内の両面の意味を持っており、観光客が第一に必要とするのは、案内の機能を果たす観光情報である。

観光客が必要とする案内の機能を果たす観光情報については、目的地へ到達するための位置案内に関する情報とその他 観光を支援する位置案内以外の情報に分けられる。

位置案内に関する情報には、目的地への方向や距離を指示するもの、名称により現在地を特定するもの、特定の範囲を示す地図があり、位置案内以外の情報には、移動の手段、料金、観光資源の名称、場所、内容や沿革の説明等様々な種類の情報がある。

図表Ⅱ-1. 案内の機能を果たす観光情報

位置案内に関する情報	目的地への方向や距離を示す情報 名称により現在地を特定する情報 地図により特定の範囲を示す情報		
位置多风以外心情報	移動の手段、料金、観光資源の名称、場所、内容や 沿革の説明等		

#### (2) 観光情報を提供する手段

- 〇観光に関する情報の提供手段(メディア)は、案内標識の他に、地図やパンフレットなどの紙媒体、インターネットや携帯電話などのIT機器、観光案内所や観光ガイドなどの人的対応のように多岐にわたる。
- 〇提供できる情報の種類や長所・短所はそれぞれ異なるため 適材適所で使い分け、相互に補完させることが必要である。

観光客の快適な行動を支援するための観光情報の提供手段(メディア)は、本ガイドラインの対象となる案内標識の他に、携帯可能な地図やパンフレット、ガイドブック等の紙の媒体、最新の情報を提供できるインターネットや携帯情報端末のような IT 機器、また観光案内所や観光ガイドのような人的対応によるものなど多岐にわたる。これらはそれぞれ長所・短所が異なるため、地域と情報の特性に応じて適材適所に使い分け、補完させながら情報を効果的に提供することが重要である。

主要なメディアの長所・短所を示す。

図表Ⅱ-2. 観光情報を提供するメディアの主な長所・短所

種類	長所	短所	
手持ちマップ	・携帯性に優れている	・リアルタイムに情報更新ができない ・案内所等入手可能な場所が限定される	
ガイドブック	・観光客のニーズの高い情報を掲載し、 個別の観光資源等について詳細な解説 情報が得られる	<ul><li>・リアルタイムに情報更新ができない</li><li>・コストがかかる</li></ul>	
パンフレット	・個別の観光資源等について詳細な解説 情報が得られる	・リアルタイムに情報更新ができない ・案内所等入手可能な場所が限定される	
インターネット	・事前にほしい情報を自由に選択し入手 することが可能	・情報を入手できる環境が限定される ・現状では利用できる人が限定されている	
携帯情報端末	・携帯性に優れ、いつでも場所を選ばず 自由に情報を選び、入手することが可能	•・ノステルの様砂のアータンのコストかかめ	
案内標識	・だれでもいつでも現地で情報を入手す ることが可能	・情報量が限定される ・景観への配慮が必要である	
観光案内所	・外国人、高齢者、身体障害者に対して も詳細な案内が可能 ・多くの情報を入手できる	<ul><li>・開業時間が限定される</li><li>・必要なスペースとコストが大きい</li></ul>	
観光ガイド	・場所ごとに適切な案内を受けることが 可能	・利用可能な観光地が限定される ・開業時間が限定される	

#### 3. 案内標識に求められる役割

- ○観光客の来訪目的はその地域の観光資源や風土、文化等にあり、情報提供など受け入れ環境の整備はあくまでそれをサポートするためにある。
- ○情報提供はメディア相互の補完によって効果的かつ合理的 に行われるべきであり、案内標識はそれに適した役割で活用 する必要がある。
- ○案内標識は現地で誰もがいつでも使えることが最大の特徴であり、位置が確認しやすいなどの長所を持つが、提供できる情報量が限られている。したがって、多数の人に共通の基本的な情報を分かりやすく表示することが重要である。なお、案内標識を情報提供手法で分類すると「指示標識」「同定標識」「図解標識」に分けられ、目的に応じて使い分ける必要がある。
- ○案内標識により提供する基本的な情報の範囲については、 観光客の視点を重視しながら、観光資源や観光客を支援する 施設など多数の人が必要とする情報を地域毎に考えること が必要である。

観光客の来訪目的はその地域の観光資源や風土、文化等に接することであり、情報提供など受け入れ環境の整備はあくまでそれをサポートするために行うものである。したがって、饒舌すぎる情報提供や過度の修景により地域の魅力が損なわれないよう注意する必要がある。

観光情報の提供手段は多岐にわたり、それぞれ長所・短所を有しているため、単一の情報提供手段ですべての情報を提供しようとするのは不適切である。メディア相互の補完により、効果的かつ合理的な案内の機能を果たすべきであり、案内標識はそれに適した役割で活用することが必要である。

案内標識の特徴は、現地で誰もがいつでも使えることであり、

その他に位置が確認しやすいなどの長所を持つが、その反面、 現地に設置されるという特徴からその存在が景観を阻害する ことがあり、また、提供できる情報量が限られている。した がって、位置案内に関する情報を中心に多数の人に共通の基 本的な情報を分かりやすく表示することが重要である。

案内標識を情報提供手法で分類すると、特定の地点に誘導するための情報を提供する「指示標識」、観光施設の名称等の情報を提供する「同定標識」、地図を活用して現在地や周辺の施設等の情報を提供する「図解標識」に分けられ、目的に応じて使いわけることが必要である。

案内標識により提供する基本的な情報の範囲については、 名所旧跡等の観光資源だけではなく、主要な民間施設や観光 案内所、トイレなどの観光を支援する施設も含め、観光客の 視点を重視しながら、地域毎に考えることが必要である。

# 第2章 観光活性化のための案内標識整 備の基本的考え方

観光客は道路標識や交通機関構内の標識等の観光が主目的ではない標識、観光客を観光資源に誘導するために設置される観光を目的とする案内標識等、様々な主体が様々な目的から設置した標識を区別することなく利用する。この章では、観光地において、一人歩きを行う観光客が設置主体や目的を問わずに利用する案内標識を、他の情報提供手段と一体的に整備する場合の共通の事項について、基本的な考え方を示すものである。

この内容に従い、各地域で案内標識の適切な整備が行われるとともに、地方公共団体等が持つ整備指針に反映されることを期待する。また、国土交通省の既存の各種指針類を改訂する際には、この内容に沿って検討を行うことが必要である。

#### 1. 基本方針

- 〇メディアをうまく使い分けて相互に補完させ、案内標識では、位置案内に関する情報を中心として状況に応じた見やす く分かりやすい普遍的な情報の提供を行う。
- 〇案内標識は、観光客に必要な情報を必要な場面で提供する ため、関係者が連携して最小限設置し、景観にも配慮する。
- 〇案内標識の整備には、関係者が協力して点検を行い、繰り 返し見直していこうという姿勢が重要である。

情報提供の不備を解消するためには案内標識だけをむやみに設置するのではなく、多様なメディアを適材適所に使い分け、相互に補完させるべきであり、状況に応じて量的にも質的にも適切な整備を行うことが必要である。案内標識の役割とは、位置案内に関する情報を中心に観光客の大部分が必要とする普遍的な情報を見やすくわかりやすい形で提供することである。

案内標識を設置する上で重要なことは、観光客の行動や地域のアイデンティティを考慮して、対象とする地域の範囲を適切に設定し、観光客が必要とする情報を必要な場所で必要な時に提供できるよう過不足無く最小限設置することである。その際には、関係者の連携・調整を行うとともに、標識の存在が景観を阻害しないよう十分配慮することが必要である。また、その地域の屋外広告物条例等に適合しているか確認することも必要である。

案内標識の整備に際しては、設置主体から利用者までを含めた関係者が協力して点検を行い、さらに繰り返し見直し、改善をすることが重要である。

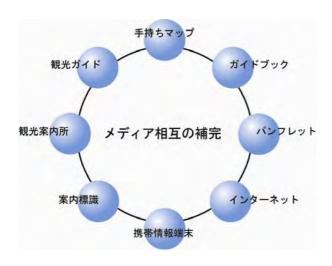
# (1) メディア相互の補完

- 案内標識を含めた様々なメディアが、情報や表示方法について整合を図った上で、役割を分担して相互に補完しながら、全体で地域の情報を効率よく提供することが必要である。
- 観光客の視点に立って、情報提供の方法を考えることが必要である。

第1章 2.(2)で述べたように、それぞれのメディアには 長所・短所があるため、案内標識が他のメディアと役割を分 担し相互に補完することで、効果的かつ合理的な案内の機能 を果たすべきである。

メディア相互の補完を行う上で、情報提供の受け渡しを補うこと、表記方法や表示デザインの整合を図ることが重要であり、その際には観光客の視点に立って、地域ごとに情報提供の方法を考えることが必要である。

図表Ⅱ-3. 観光情報を提供するメディア相互の補完のイメージ



## (2) 一貫した案内

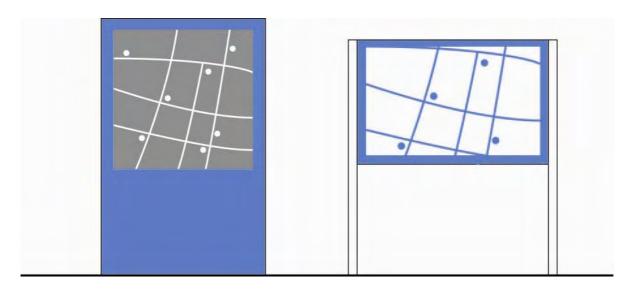
- 〇観光客の視点から地域全体の案内を考え、異なる設置主体間でも一貫した案内となるように連携・調整を行うことが必要である。
- 〇一貫した案内を行うためには、表示情報の統一及び設置位 置の調整を行う必要がある。

観光が主目的ではない標識、観光を主目的とした標識を区別せず観光客は利用する。したがって、観光客の視点から地域全体を考慮しながら適切な案内を考え、異なる設置主体間でも観光客が必要な観光情報を得られ、円滑に移動ができるように一貫した案内とすることが重要であり、そのためには関連する設置主体同士の連携を図り、図解標識の縮尺や大きさ、指示標識の表示情報や設置位置等について調整を行うことが必要である。

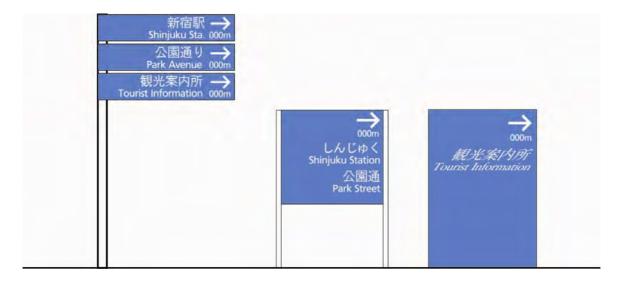
設置主体間で調整を行う際には、観光客へ安定した情報伝達を行うため、デザインを統一するなど表示情報を共通化することで、一貫性を持たせ、分かりやすい情報提供を行うことが重要である。そのためには、外国語を含め施設名等の表記内容や同一情報に対しては書体を統一するなど、観光客が情報を認識しやすいような工夫が必要である。

#### 図表Ⅱ-4. 一貫性のない情報提供の例

○図解標識の縮尺や大きさ、色彩が統一されていない。



〇施設名等の表記方法、表示の書体や色彩が統一されていない。



#### (3) 地域特性を踏まえた情報提供

- 〇まちの構造や観光資源の分布など地域の特性に応じて、最 適な方法で情報提供を行うことが必要である。
- 〇自然や人工構造物等地域固有のランドマークを現在位置の 確認などに適切に活用することも有効である。
- 〇地域特性は情報内容において表現すべきであり、標識のデザインなどに過度な個性として表現することは望ましくない。観光客の快適性を優先し、初めて見た人に理解してもらうことが重要である。

地形などの自然要素、人口や都市の規模、道路や鉄道等の交 通機関、観光資源の分布状況等のような街の構造は地域によ り大きく異なる要素であり、地域毎に標識の配置や設置位置 に反映させることにより、地域特性に適合した過不足のない 情報提供を行う必要がある。その際、山や川のような自然、 橋梁や建築物といった人工構造物等地域固有のランドマーク を現在位置の確認などに適切に活用することも有効である。

図表Ⅱ-5. 地域固有のランドマークの事例(左:姫路城(姫路市)、右:岩手山(盛岡市))





それぞれの地域における情報提供の課題についても、一般的に、都心部では複雑な経路の案内が主要課題であるのに対し、郊外では乱立する商用看板の規制や整理が主要課題となっていることが多い、というように地域毎の違いがある。

特に、観光客の欲しい情報は観光地毎に異なるものであり、 どういった情報を提供すべきかについては、地域特性をふま え、地域において十分に検討する必要がある。

したがって、他の地域の成功事例を参考にする場合も、その 地域に適合するような形で取り入れる必要がある。

これらの地域特性は情報内容において表現すべきであり、 行きすぎた表現や過度な装飾等により標識のデザインなどに 地域特性を表現したために風景を阻害することがないよう、 標識は空間の質を支える要素として相応しいものとし、観光 客にわかりやすいものとすることが重要である。

#### (4) ユニバーサルデザインへの配慮

- 〇誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を積極的 に導入すべきである。
- 〇画一的な措置ではなく、現実的に効果のある対応を行うべきである。その情報を必要とする誰もが実際に利用可能であるか十分に確認する必要がある。
- ○誰もが見やすく分かりやすい表示内容とするため、必要な情報に限り、繁雑な表示となることを避け、色彩や文字の大きさ、標識の高さ等に配慮することが重要である。

標識を整備する上で、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすい案内標識となるように十分配慮し、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入すべきである。たとえば、視覚障害者に対しての点字や音声案内、人による情報提供等の手法、車椅子利用者のための経路の表示、外国人のための多言語表記等、様々な情報提供の手法が考えられる。

これらの手法を採用する場合には、それぞれのメリット・デメリットをよく理解し利用者の需要を考慮した上で、画一的な措置ではなく機能的で効果の高い手法を選択する必要がある。検討に際しては、その情報を必要とする誰もが実際に利用可能な、効果のある手法となるように、各種団体へのヒアリングや試作品によるモニタリングなどを行うことが望ましい。

標識は、誰でも見やすく分かりやすいものとするため、標識の表示内容、表示方法、および設置位置を考慮する必要がある。そのため、情報内容を精査して必要な情報に限り、色彩や文字の大きさ、標識の高さや向き等に配慮することが重要である。特に、図解標識で多言語による表記を行う場合には繁雑になりがちなので、表示の方法に工夫が必要である。

#### (5) 視認性の確保

- ○多数の看板や標識が乱立する箇所において案内標識が適切 にその役割を果たすためには、屋外広告物規制との連動が有 効である。
- 〇異なる設置主体により重複して設置されている案内標識や 乱立する民間標識については、案内の機能に絞ったシンプル な表示に統一して集約することが利用者の利便性および景 観の観点から有効である。
- 〇標識の視認性を高めるため、情報コーナーを表すピクトグ ラムの掲出等が有効である。

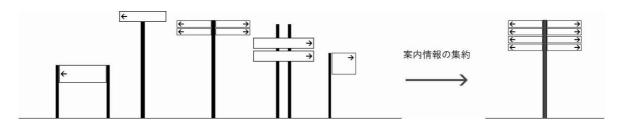
民地に乱立する民間標識等が案内標識の分かりやすさを阻害するという問題を抱える地方都市が多く見られる。また、この問題は景観の保全の観点からも大きな課題となっており、民間標識を含め標識の設置場所のルール化、撤去や集約化、形状や表示の統一化等を図るための対策として、屋外広告物の規制を標識整備に反映させることが有効である。

標識の集約化については、異なる設置主体により重複して設置されている案内標識や乱立する民間標識を案内の機能に絞ったシンプルな表示に統一することが利用者の利便性および景観の観点から有効である。その際には、情報の種類によって標識の設置の高さを整理したり、集約する場所を分けるなどの工夫により、分かりやすく視認性が高い情報提供を行うよう努めるべきである。

図表Ⅱ-6.屋外広告物を規制・誘導する主な方法

規制・誘導手法	根拠法	特徴など
屋外広告物条例		条例により屋外広告物を規制する手法で、法的拘束力が比較的 強い。法改正により、都道府県、指定都市、中核市に加え景観 行政団体においても、知事との協議の上、制定可能となった。
景観計画		景観行政団体が、良好な景観の形成に必要な場合に、屋外広告 物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為 の制限に関する事項を景観計画において定める手法。
地区計画		地区計画に広告物に関する規制を含める手法。ただし、強制力 を伴わない届出・勧告にとどまる。
建築協定	r · · ·	地権者全員の合意に基づいてルールを作り、認可を受けて効力 を得る手法。期間の限定や廃止が比較的容易。
特別地域		屋外広告物を制限する手法で、法的拘束力が比較的強い。国立 公園は環境大臣の、国定公園は都道府県知事の許可を受けなけ れば設置できない。
	方自治法に基づいて制	都市計画法や建築基準法で対応できないような地域の特性に あった制度として、地方自治体がまちづくりの条例を制定する 手法。
地権者による任意 協定		住民が自分たちのためにルールを作る手法。 ただし拘束力はない。

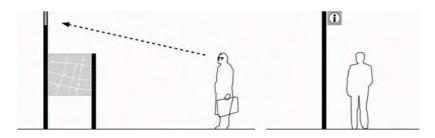
図表Ⅱ-7. 標識の集約化のイメージ



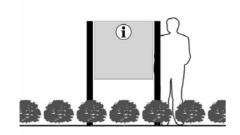
さらに標識の視認性を高めるため、アイキャッチとして情報コーナーを表すピクトグラムをつけることで遠方からの高い誘目性を持たせることが有効である。

#### 図表Ⅱ-8. 情報コーナーを表すピクトグラム設置の基本的な考え方

・標識の板面と動線が平行の場合:板面と垂直に設置



標識の背面側からの動線が考えられる場合:裏面に表示





情報コーナーを表すピクトグラム

#### 2. 案内標識の計画・設置と管理

## (1) 総合的なマネジメントの組織づくり

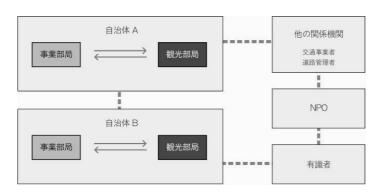
- 〇地域毎に各関係機関と調整の上、関係者とユーザーが協働 して地域のマネジメント組織を作り、PDCA サイクル型のマ ネジメントを行い、課題や改善策を継続的に考えていくこと が重要である。
- ○地域のマネジメント組織においては、地域全体の案内に関する基本方針や案内標識の整備方針について検討・調整する。また、地図やホームページ、ガイドブックなど他のメディアについても同時に検討することが効果的である。
- ○案内標識整備の実効性を担保するためには、地域のマネジ メント組織による自主的な規制・誘導等が有効である。

それぞれの地域で各関係機関が協働して、情報提供について 自ら考え、実行する組織(マネジメント組織)を作ることが 必要となる。

マネジメント組織づくりにあたっては、市町村や観光関係団体をはじめ、各種施設の管理者、警察や消防、商工会、PTAなど関係者および外部の人間を幅広く含んだ組織とすることが望ましい。より広い範囲の関係者が参加することにより、地域づくり関係のNPO団体、外国人等も活用したほうがよい。誘導すべき場所と誘導しない場所を検討する上でも、地域住民の立場からマネジメント組織のメンバーに加わることは意義がある。それぞれの地域で観光地づくりに取り組んでいる主体が中心となって関係者の参加を呼びかけることにより、上記のようなマネジメント組織づくりが可能になるものと思われる。こうしたマネジメント組織が計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、

是正措置(Action)からなる PDCA サイクル型のマネジメントを行い、課題や改善策を継続的に考えていくことが重要である。

図表Ⅱ-9. マネジメント組織の例



さらに、マネジメントの組織を作る際には、案内標識だけではなく、地図やホームページ、ガイドブックなど他のメディアについても同時に検討できるようなメンバーとしておくことが重要である。これにより、案内標識に過剰に依存せず、地域全体で適切に各メディアが補完しあった効率的・効果的な情報提供が期待できる。

なお、検討した事項は、実効性が担保されなければならない。 そのためには、マネジメント組織が中心となって自主的に規 制・誘導することが重要であり、「地域の約束事」の合意に向 けたソフトなしくみづくりが必要である。

このようなマネジメント組織づくりを行った上で、次項以降 の内容に留意して整備を進めることにより、観光地における 案内標識の整備がより効果的なものとなる。

図表Ⅱ—10. 標識整備の流れとマネジメントの内容

計画	実行	検証	是正措置
現状の点検 配置計画	         	     維持   更新 	 

#### (2) 計画・設置と管理

#### 1) 現状の点検

- 〇案内標識の整備を計画する際、まず現状を点検し、問題点 を明らかにすることが必要である。
- 〇設置主体を問わず、歩行者の観光資源等への誘導に影響を 及ぼす標識・看板を広く対象とする方がよい。
- 〇当該地域に不案内な第三者の協力を得るほうがよい。
- 〇維持・更新のため継続的に点検を行い、データベース化等 により情報共有を図ることが重要である。

案内標識の整備を計画する際には、まず現状を点検し、問題点を明らかにすることが必要である。そのためには、2.(1)のようなマネジメント組織で協力して点検を行うことが望ましい。

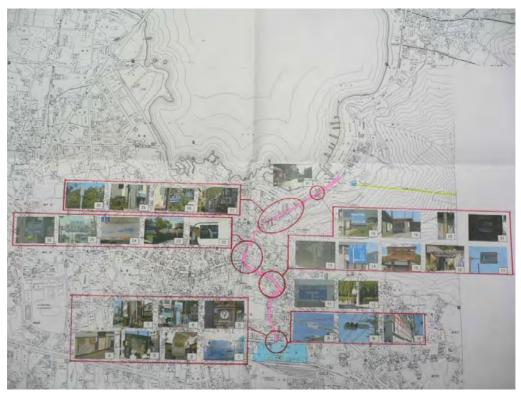
点検を行う際には次のような点に留意すべきである。

- ・設置主体を問わず、歩行者の観光資源等への誘導に影響を 及ぼす標識・看板を広く対象とする方が、より地域の問題 点が明らかとなる。
- ・当該地域に不案内な第三者の協力を得ることにより、関係者による点検では判明しない問題点が明らかになる可能性がある。
- ・点検後の継続的な維持・更新のために、点検結果をデータ ベース化する等により情報共有を図ることが重要である。

#### ○点検手順の例

- ①主要観光資源など地域の観光の現状と、市町村や都道府県の観光振興の方針や 取り組み状況等について整理する。
- ②各事業主体の案内標識整備の現状や今後の取り組み予定等を調査する。
- ③来訪者が多く観光振興を図る上で重要な観光資源を選定し、駅等の交通拠点からのアクセスルートのうち誘導すべきものを定める(必要に応じて複数のルートや観光資源間の移動、帰路等についても検討する)。
- ④調査ルートを実際に歩き、ルート上の案内標識、案内所等について点検を行って問題点を明確化する。点検は、目的地への誘導に影響を及ぼす既設案内標識・看板等について写真を撮影するとともに、気づいた点をメモすることにより行う。
- ⑤調査結果を検討するため、「案内標識点検マップ」として、大きな地図の上に 調査時に撮影した写真を貼り、現地調査の参加者がそれぞれの標識について現 地調査時に気づいた問題点等を記入していく。作成した案内標識点検マップを もとに議論し、改善方策を含め検討する。





# 2) 配置計画

- 〇過不足のない配置、地域特性に応じた適切な配置が必要で ある。
- 〇地域関係者の連携による、他の設置主体による案内標識と の連続性の確保、重複の排除が必要である。

配置計画の作成にあたっては、過不足のない配置となるように十分な検討を行うことが必要である。また、案内標識が効果的に機能するためには、地域特性に応じた適切な配置がなされることが必要である。

また、計画に際しては、地域内における関係者の連携により、他の設置主体による案内標識との連続性の確保や、重複の排除に努めなければならない。標識の情報を効果的に連携させるためには、対象となる地域内で一貫性を持った標識のシステムを設定し、展開する必要がある。

誘導にあたっては、動線の結節点(多くの人の動きが交差する点)への配置を基本として、その他必要性を勘案した配置を検討する。ただし、計画の前提として、利用者の求める情報と誘導対象を合致させることが重要である。

なお、観光地における案内標識の配置計画の前提となる観光資源の分布例については、「第3章 主に観光客を対象とする案内標識に関して留意すべき事項」において述べる。

#### 3) 設置

- 〇安全性、視認性、バリアフリー等に配慮して、離れて見る 標識と近づいて見る標識の高さと大きさを検討する。
- 〇動線を考慮し、標識の存在が一見してわかること、通行の<br/> 支障にならないこと、誤解されにくいことに留意して表示の 向き、設置場所を検討する。

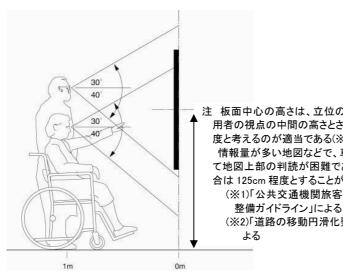
案内標識の高さや大きさは、安全性、視認性、バリアフリ 一等に配慮して、その視距離に応じて設定する。

○近づいて見る標識(地図による案内、詳しい説明等)の場

- ・立位の利用者と車いす使用者が共通して見やすいよう、板 面中心の高さを設定する。
- 一度に板面全体を見ることが必要な標識は、縦横の幅は視 距離に応じて視方角に収まる範囲に設定する。

図表Ⅱ-12. 近づいて見る標識の表示板の 高さの考え方

図表Ⅱ-13. 近づいて見る標識の表示板の 幅の考え方



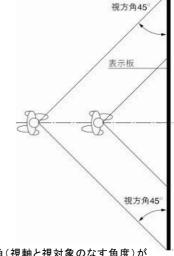
図中の通常視野は日本建築学会編「建築設計資料集成 3集」(1980、丸善)による

注 板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使 用者の視点の中間の高さとされている 135cm 程 度と考えるのが適当である(※1)。

情報量が多い地図などで、車いす使用者にとっ て地図上部の判読が困難であると想定される場 合は 125cm 程度とすることが望ましい(※2)。

(※1)「公共交通機関旅客施設の移動円滑化

(※2)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に

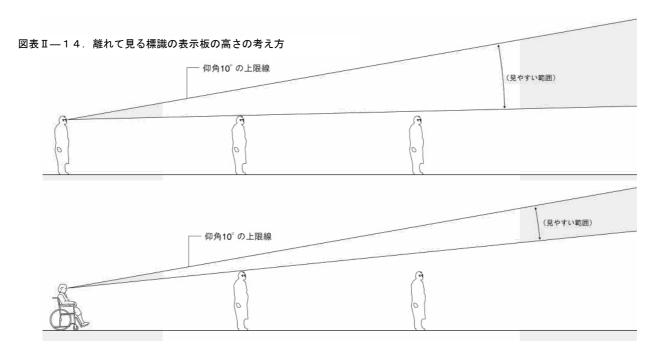


注 視方角(視軸と視対象のなす角度)が 45°以下では表示内容の誤読率が増加 して好ましくない(※3)。

(※3) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」 (1990、日本規格協会)による

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」 (2001、国土交通省)を参考に作成。

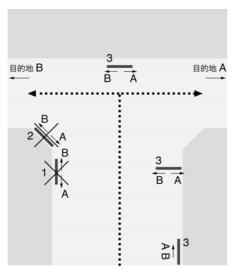
- 〇離れて見る標識(方向の指示、名称の表示等)の場合
- ・歩行者の通常の視野に入る範囲を考慮して視点から見上げ 角度 10°以下の高さを設定する方がよい。
- ・設置箇所によっては、前方歩行者を想定して、遮蔽されない高さに設定する。
- ・板面の大きさは、視距離に応じた文字の大きさを元に、情報量と物理的制約や景観への影響を勘案して設定する。



図中の仰角は「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2001、国土交通省)による。

案内標識の表示の向きは、動線を考慮し誘導経路に対して適切な誘導ができるよう検討する。特に、板型の標識の場合は背面への誘導ができないため、通路に対して平行もしくは垂直に設置するかを適切に判断する。その際、通行の妨げにならないよう十分配慮する必要がある。

図表 II — 1 5. 設置位置の考え方(a)

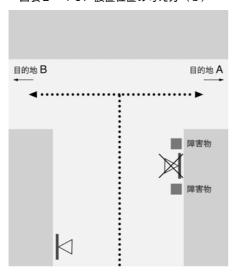


#### ○交差部の設置位置

できるだけ3の位置のように誘導対象を適切に案内できるように設置することが望ましい。 1や2の位置においては、方向が混乱しやすいため、やむをえずこれらの位置に設置する場合は十分な配慮が必要である。

また、標識が見付けやすいように障害物の陰にならない位置に設置することが望ましい。特に、駅周辺等の人通りの多い場所では、通行の支障とならないことを前提に、顕在性が確保できる位置に設置することが必要である。

図表 II — 15. 設置位置の考え方(b)





## 4) 管理

#### A. 設置状態の維持

- 〇良好な設置状態を維持するため、汚損しにくい材質や形状 の工夫と定期的な点検が必要である。
- ○特に屋外では、経年により物理的に汚損しやすいため注意が必要である。

案内標識は経年により物理的な汚損を生じる。特に屋外に 設置された標識は、物理的劣化により標識としての機能が低 下することも珍しくない。このような事態を防ぐため、標識 の材質や形状を汚損しにくいよう工夫するとともに、定期的 な点検を行うことが必要となる。地域のマネジメント組織の 活用や、定期点検表の記録も効果的である。

#### B. 情報の更新

- ○情報が古くなることによる不適切な案内を防止するため、 適宜情報を更新する必要がある。
- 〇定期的な点検と迅速に対応できる更新方法の準備が必要である。案内標識台帳等のデータベースにより管理することが望ましい。

案内標識は物理的な劣化だけでなく、情報が古くなることによってその役割を果たさなくなる。古い情報を提供することによって不適切な案内が行われることを防止するためには、定期的な点検や情報収集により更新された情報を把握するとともに、迅速に対応できる更新方法を準備しておくことが必要である。地域の案内標識の現状等をまとめた案内標識台帳等のデータベースを活用して表示情報を管理することが望ましい。

図表Ⅱ-16. 情報の更新方法の例

### C. 見直し・改善

- 〇提供すべき情報は変化する可能性があり、案内標識による 提供情報を適宜見直す必要がある。
- ○情報提供の方法や内容について、既存案内標識の変更や撤去を含め継続的な点検や改善の検討が必要である。

案内標識によって提供することが必要な情報は、他の情報 提供手段の整備状況や周辺環境によって変化していく可能性 がある。案内標識の物理的・内容的な維持・更新を行うだけ ではなく、情報提供の方法や内容についても、既存案内標識 の変更や撤去を含めて継続的に改善を検討していくことが必 要である。

#### 3. 案内標識の表示

#### (1) 表記方法

- 〇案内標識はユニバーサルデザインの観点から日本語、英語、 ピクトグラムの3種類による表記を基本とする。
- 〇必要に応じて、多言語表記や音声案内などの活用を検討す る。

案内標識という情報量の限られたメディアにおいては、表示の見やすさや分かりやすさと誰もが使いやすいというユニバーサルデザインの観点から、母国語である日本語、国際語としての英語、多くの人々に対して情報伝達が可能なピクトグラム(一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号等)の3種類の記号による表記を基本とする。特に、ピクトグラムについては、国際的に通用する情報伝達手段であり、積極的に活用するべきである。その際、鉄道やバス、タクシー、トイレなどの認知度の高いピクトグラムを使用する場合には必ずしも文字情報を加える必要は無い。

観光客の特性を考慮して、誘客対象へのホスピタリティを表す必要がある等の理由から必要と判断される場合には、日本語、英語以外の言語による多言語表記について検討を行う。また、音声案内などの情報伝達手段についても必要に応じて活用を検討する。

## 1) 各言語に関する表記方法

#### A. 日本語の表記方法

○ 施設の名称等の表記において、正式名称、通称、愛称等の 位置づけを、当該施設管理者の協力により明確化する。

日本語表記は、表示の繁雑さを回避し簡潔な表現を行うために施設名称等を簡略化することが望ましく、その表示方法を地域内で決めておくことが必要である。また、数字の表記や年号等も、表記の一貫性を保つ必要がある。

図表 II - 17. 日本語表記の基準例

表記の基準	表記の例	
■原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う。ただし固有 名詞においてはこの限りではない。		
■正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。		
■表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。	東北大学国立東北大学	
■アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。	JR NTT	
■数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。また、〇丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	5月5日 第二別館 一番町二丁目	
■地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記する 等の配慮を行う。		
■紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号を付記しても 良い。	2005年 2005年(平成17年)	

#### B. 英語(ローマ字)の表記方法

- 〇表示内容は英文を併記することを原則とする。
- ○適切な英語表記を行う。

案内標識の言語表示においては、表示が繁雑にならないことに配慮しつつ、和文とともに英文を併記することを原則とする。英文表記は、言語として適切な表現となっていることが最も重要であり、スペルや語法等の確認が必要である。

図表Ⅱ-18. 英語(ローマ字)の表記の基準例

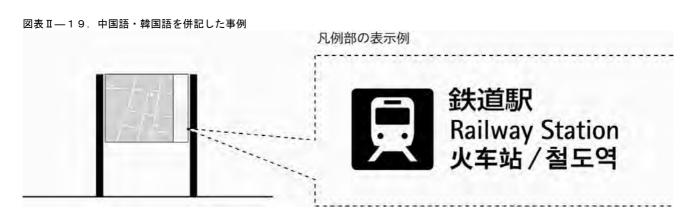
表記の基準	表記の例	
① 固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記する。	仙台市役所 日比谷公園	Sendai City Hall Hibiya Park
② 日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。		
③ 固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に~River、~Templeなどの意味が伝わる英語を補足する。ただし、Mt.Fujiのように上記のような表記方法でない方法が定着しているものについてはこの限りでない。	淀川 芦ノ湖 立山 花園神社 本願寺	Yodogawa River Lake Ashinoko Mt. Tateyama Hanazono Shrine Honganji Temple
<ul><li>④ 町名は切り離さずにひと続きに表記する。 「〇丁目」はアラビア数字の表記のみとする。</li></ul>	霞が関二丁目	Kasumigaseki 2
⑤ 略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。	Station	Sta.
⑥ 施設名は地域において統一した英語表記を使用する。		

(注)公共交通機関旅客施設や道路等の基準で共通していわれている事項のうち、特に強調したいものは①~④の4点であり、ここでは新たに⑤、⑥を加えた6点を基準例としてまとめることとする。ただし、現時点では、歴史的経緯等から各整備主体のローマ字表記には違いがあり、必ずしも統一が図られていないものもある。(例として、公共交通機関では、長音は母音字の上に「一」(長音符標)をつけて表すこととしている。一方、道路標識では長音符標を用いない。)

#### C. 多言語表記を行う場合

- ○英語圏以外の外国人観光客が多い地域等にあっては、地域特性や誘客対象へのホスピタリティの観点から効果的に機能する場所を選定して多言語表記を行うことが有効である。 ただし、多言語表記は、多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないように留意することが必要である。
- 〇表記対象となる国・地域の人にとって必要な情報を理解できる形式で記載することが必要である。

英語併記を基本としながらも、英語圏以外の外国人観光客が多い地域等にあっては、必要に応じて案内標識についても多言語表記を行うことが誘客対象へのホスピタリティを表す観点からも有効である。この場合、多言語表記は効果的に機能する場所を選定する。ただし、多言語表記は多くのスペースを要し、表示面が繁雑で分かりにくくなりやすいため、必要性の高い情報のみを多言語とする等の工夫をして、表示が繁雑にならないように留意することが必要である。その際に表記する言語は、観光地毎の特色に即した言語を最小限選択することが必要である。



多言語表記においても、表記対象となる国・地域の人にとって必要な情報を理解できる形式で記載することが重要である。 たとえば、韓国語のような一つの文字が形と発音のみを表す 表音言語の場合には、地名・施設名称等の表記について、単語の意味を正確に伝えるため、読みを表す固有名詞と、意味 を表す普通名詞の組み合わせによる表記を行う必要がある。

また、中国語には、中国本土で使用されている北京語の簡体字と台湾で使用される繁体字の2種類の書体が存在する。それらは表示や意味が大きく異なるが、日本において混在した使用が多く見られる。したがって、案内する対象者を明確にして、それらの言語を使い分けることが重要である。

#### D. ピクトグラムの表記方法

- 〇ピクトグラムは共通の事象を示す記号であり、国際的に通 用する情報伝達手段として積極的に活用するべきである。
- 〇一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号 または標準的に使用されている記号の使用を原則とする。

ピクトグラムは、抽象化、単純化された絵で、視覚言語の一つである。共通の事象を示す記号として、多くの人に理解されるものであり、国際的に通用する情報伝達手段である。なお、地域独自で作成した特定の事象を示すようなイラストや日本独自の地図記号はピクトグラムではない。

ピクトグラムの機能は、文字を補うだけではなく、トイレや案内所等は単独で意味を伝達することが可能であり、遠方からの視認性に優れるためアイキャッチとしても有効である。

国際的に通用することを考慮し、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号(2002 年に一部が JIS 規格化)の使用を原則とするが、標準案内用図記号の策定後に事実上標準的に用いられるようになった記号等を使用してもよい。

標準案内用図記号では、ピクトグラムについて推奨度を3 段階に分けており、外国人を含め共通して認知できることを 考慮し使用することが重要である。

図表Ⅱ-20. 標準案内用図記号として策定されたピクトグラムの例

#### 推奨度A

安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものであり、図形を変更しないで用いることを強く要請する。



#### 推奨度B

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することによって利便性が高まると期待されるものであり、図形を変更しないで用いることを推奨する。



#### 推奨度C

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものであり、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができる。



出典)「標準案内用図記号ガイドライン」(2001、交通エコロジー・モビリティ財団)

## 2) 図解標識の表記方法

- ○図解標識は、徒歩圏を詳細に案内するものを中心に設置する。観光エリア全体の概略を案内する図解標識については、 必要に応じて行動起点などに設置する。
- 〇アイキャッチャー・マークの使用、インデックス化を図るなどの工夫により、分かりやすい表現、見やすい表現に努める。

図解標識は地図によりまちの構造を面的に表現する総合的な情報であり、地図は読み取りやすく、現在地や目的地の位置を特定できることが必要である。そのため、通常、歩行者が移動すると思われる範囲を方向とスケールが把握しやすい縮尺で表示し、地図をデフォルメし過ぎることなく、実際の位置関係に沿った表示をすべきである。徒歩圏を詳細に表示した地図とは別に一定の観光エリア全体の概略を示す場合には、駅前等の行動起点などに設置する。

図表Ⅱ-21. 図解標識の縮尺・範囲・向きの考え方

**新**田

下記を参考に状況に応じて適宜設定する。

#### 〇徒歩圏を詳細に案内する地図

主地図

副地図

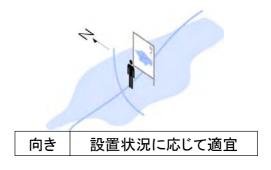
半6万円	「川口刀生及
縮尺	1/600~1/1,000程度
範囲	2km四方程度
縮尺	1/5,000~1/8,000程度

11㎞四大担由

向き 標識に向かって前方を上

○観光エリア全体の概略を案内する地図

範囲 行政区域に関係なく、特定の 観光地として認識される範囲



※ 両方の地図を並べて設置する場合は、設置箇所に応じて適切な向きに統一する

地図の中には多くの情報が表示されており、その中から目的となる施設等を即座に探すのは困難である。そのため、ピクトグラムを積極的に活用し、またピクトグラムが無い施設はアイキャッチャー・マーク(■/●)を活用し、他の情報とは異なる色彩や大きさを使用することにより顕在化させるなどの工夫が必要である。特に情報が多い場合には観光施設等の著名施設のリストをインデックス化し、記号等で地図との対照関係を明示する方法が有効である。

図表Ⅱ-22. 情報の顕在化手法の例

○地図内の情報が少ない場合又は地図の サイズが小さい場合

地図内において特定の情報を顕在化させるには、ピクトグラムやアイキャッチャー・マークを他の情報とは異なる色彩により表示し、文字を大きくするなどの工夫が必要である。



○複数の地図がある場合又は地図内の 情報が多い場合

地図内の情報が多い場合や大きな地図では、観光施設等のリストをインデックス化し、記号で地図との対照関係を明示するなどの工夫が必要である。



# (2) レイアウト

# 1)スケール

- 〇文字・ピクトグラムのスケールは視認性 (バリアフリーを 含む)を考慮して設定する。
- 〇文字の大きさをもとに、案内標識の表示内容と形状を調整 する。

文字やピクトグラムのスケールは高齢者や弱視者にも判 読しやすいよう、できるだけ大きいスケールで表示すること が必要である。

文字については、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」において、標準的な文字の大きさが視距離ごとに設定されており、また、英語は日本語と同程度に判読できるよう日本語の3/4程度、ピクトグラムは英語の3倍以上の大きさが標準とされている。これらは一般的な状況を想定した値であり、特殊な環境下においては JIS 規格を参考にするなど適切な対応が必要である。

標識自体のスケールについては視距離から設定された文字の大きさをもとに掲載する情報の内容や量、標識の形状を調整する。標識の形状は外的要因により制約を受けることがあり、また一度に認識できる情報には限度があることから、場合によっては情報量を減らすことも必要となる。

図Ⅱ-23.「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」における標準的な文字の大きさ

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

図表 II — 2 4. 「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」における地図内での標準的な文字の大きさ

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24. Omm	10.5mm	8. Omm
特大サイズ	_	18. Omm	14. Omm
大サイズ	21. Omm	9. Omm	7. Omm
中サイズ	16.5mm	7. Omm	5.5mm
小サイズ	12. Omm	5. Omm	4. Omm

#### ※視距離50cmを想定

<sup>※</sup>案内所、情報コーナー、県庁、市役所、区役所、博物館、美術館、ホール等、移動の目的地となる主要な施設の表示には、大サイズを用いるよう示されている

# 2)色彩

- ○視認性(バリアフリーを含む)の観点から色彩の使い方を 検討することが必要である。
- ○図と地のコントラストを強くして視認性を高める。その際、 高齢者や弱視者、色覚障害者に配慮して見づらい色の組み 合わせは用いないこととする。
- 〇利用者に分かりやすいように、違和感の無い色彩とすることが望ましい。
- 〇現在地表示は最も視認性の重要度が高いため、進出色で最 も誘目性の高い赤で表示することを原則とする。

色彩については、種法令等により規定されている標識等の 効用を妨げないよう留意するとともに、表示内容の視認性に 配慮することが必要である。

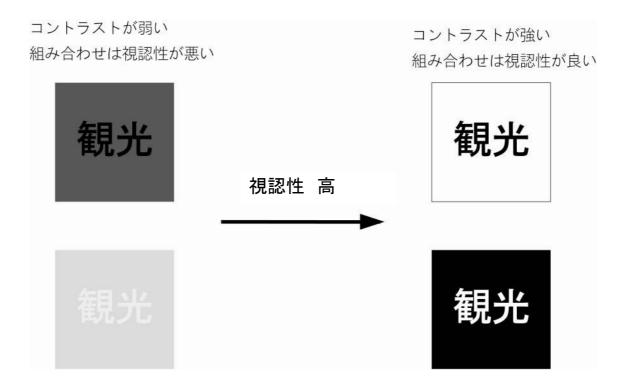
視認性は、図と地の明度差や彩度差を大きくすれば、コントラストを強めることができる。文字等を表示する際に、暗い地色に白等の明るい文字色とすると、膨張効果で文字が大きく見え、なおかつ文字周囲の周辺光がカットされ読みやすくなることが知られている。

色彩の組み合わせとしては、高齢者や弱視者に配慮して「青と黒」や「黄と白」などの識別しにくい色彩の組み合わせは避ける必要がある。また、色の区別が困難な色覚障害者への配慮としては、表示要素ごとの明度差を確保することに留意するとともに、「赤と緑」を並べないことが望ましい。

図解標識内の色彩については、地勢や土地利用状況等を考慮して違和感のない色彩を使用するものとする。

また地図内で最も視認性の重要度が高い部分が現在地表示である。したがって、現在地は進出色で最も誘目性の高い赤で表示することを原則とする。

図表Ⅱ-25. 視認性に配慮した色彩の使い方の例



# 第3章 主に観光客を対象とする案内標 識に関して留意すべき事項

第2章においては道路、河川・海岸、公園、官公庁施設、 及び港湾、鉄道、空港などの交通機関などに設置されて観光 が主目的ではないが、観光客も利用する案内標識と観光を主 目的として設置される案内標識を対象とし、設置の目的に関 わらず各種案内標識に共通の事項として整備の望ましい事項 を定めた。

このうち地方公共団体や民間事業者等が設置する観光を主目的とした案内標識については既存の統一した指針が存在しないため、この章では、それらの案内標識を対象として、第2章の内容に加え観光の観点から特に必要な考え方を示す。

この内容を参考に、地方公共団体や民間事業者等による観光を主目的とした案内標識の適切な整備が行われるとともに、地方公共団体等が独自に定めている整備指針等に必要に応じた改善が図られることを期待する。

# 1. 観光地の誘導形態に応じた案内標識の配置

- 〇各観光地における観光客の誘導形態に応じて案内標識の配 置を計画することが必要である。
- 〇他の事業者が設置する案内標識と連携しながら、観光客の ための案内標識として必要なものを配置する。

観光地における誘導形態は地勢や交通体系、観光資源の種類や分布状況、さらに地域固有のランドマークの存在等により大きく異なり、その観光地の中での案内標識の配置については一律に決めることは不可能であるとともに、他の成功している観光地と同じ配置を行っても必ずしも成功するとは限らない。

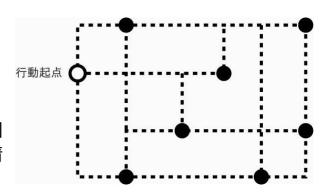
そのため、第2章で述べたように地域の関係者が協力して、他の情報提供手段も考慮に入れながら、その地域の状況に応じた配置計画を作成する必要がある。

このような認識の下で、配置計画策定の前提となる観光資源の分布例を示す。

## 1. 点在型

観光資源が複数点在しており、 観光客が自由にアクセスを行う ような場合。

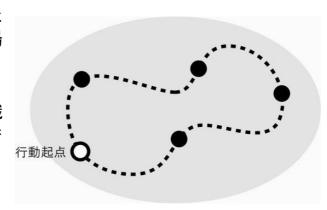
○案内標識配置の考え方: 主要分岐点を中心に配置し、図 解標識を活用して投網的に情 報の提供を行う。



#### 2. ルート設定型

観光客をあらかじめ設定された 観光ルートに誘導するような場 合。

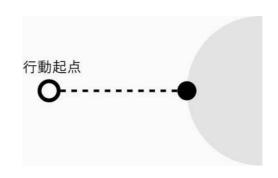
○案内標識配置の考え方: 観光ルートに沿って指示標識 を配置し、主要な分岐点などで 図解標識による補足を行う。



### 3. 直接アクセス型

一定の面的エリア又は単一な施 設に観光客が集中するような場 合。

○案内標識配置の考え方: 行動起点における図解標識と ルート上の指示標識により目 的地へ誘導する。



## 2. 情報掲載の基準

- 〇案内標識に記載する情報は、通常の利用方法で認識できる 適切な量とすることが必要である。
- ○誘導対象とすべき情報内容を選択する際には、観光客の利便性を優先させ、官民問わず、来訪者が多い観光資源等の情報を重視すべきである。
- 〇地域のマネジメント組織を活用して合意形成を図り、掲載 する情報の基準を地域の特性に応じて作成することが望ま しい。

標識の視認性を確保するためには、標識に掲載する情報を適切な量に設定する必要がある。また、案内標識は観光客の利便性のために設置されるのであって、掲載する情報は官民問わず来訪者が多い観光資源等を優先させるべきである。また、公衆トイレやバリアフリー経路等、誰もが快適な観光を行うために求められる施設の掲載を検討することが必要である。

そのため、地域のマネジメント組織を活用して合意形成を 図り、地域の特性に応じて基準を作成し、観光客にとって必 要な情報が掲載されているかという観点から定期的にチェッ クをすることが必要である。 地域において情報の掲載基準を作成する際に観光の観点から検討する項目の例を示す。

- ○案内標識の誘導先として検討する情報の例
- 交通機関
- 観光資源
- 大規模集客施設
- ▪商業施設
- 宿泊施設
- ・その他(公衆トイレ、観光案内所、大使館等)
- ○図解標識への掲載を検討する情報の例
- ・上記の誘導先
- 現在地
- 地勢
- 道路
- 地点
- ・その他(バリアフリー経路等)

### 3. 識別性

○ 色や形は景観に配慮するとともに、観光情報としての識別性を持たせ、地域内で統一感を持たせるような工夫について検討することが望ましい。

観光地はその地域の風景自体が観光資源となっているところも多くあり、案内標識の外見に過度に個性を出すのは景観の観点から望ましくない。観光情報を掲載した案内標識の識別性を高めるには表示面を独自の色彩で統一する等の配慮を行うことで可能である。

以下の事例は観光を主目的とした案内標識として茶色を採用している。

図表Ⅱ-27. 観光を主目的とした案内標識に統一した色彩を用いた事例







(写真はドイツの事例)